



Chitose Rotary Club

藤本会長方針
「学びと実践」

会長 藤本 敏廣 副会長 五十嵐 宏 幹事 五十嵐 桂一
会長エレクト 沼田 常好 会計 藤川 俊一
第2510地区ガバナー 羽部 大仁 第7グループ・ガバナー補佐 菊池 重敏

ロータリー創立日 1905年2月23日
千歳RC創立日 1967年4月26日

～1月はロータリー理解推進月間～

本日の例会(1月22日 第30回) 通常例会

担当: ロータリー情報・定款細則委員会

第29回(通算2357回) 例会報告

日時: 2015年1月15日(木) 12:30~13:30

場所: ANAクラウンプラザホテル千歳

プログラム: 通常例会

担当: SAA・プログラム委員会

司会: SAA・プログラム委員会 齊藤 博徳 委員長

四つのテスト: クラブ奉仕委員会 藤井 雅一 委員長

お客様紹介(五十嵐 宏 副会長)



本日のお客様は、部外講師として一般社団法人相続手続支援センター札幌理事であり相続診断士の長谷 巨様です。

会長挨拶(藤本 敏廣 会長)



皆さん、こんにちは。先般、開催致しました新年交礼会には、千歳市長 山口 幸太郎様をはじめとして、各種団体・業界より沢山の方々にご出席頂き、大変素晴らしい新年会を開催する事が出来ました。運営して頂きました親睦活動委員会の皆さま、お手伝い頂いた皆さま、誠に有り難うございました。

私も紋付き袴のいでたちで書初めという、生まれて初めての経験をさせて頂いた訳ですが、新年交礼会までの数日間、生きた心地がしませんでしたし(笑)、当日は緊張し過ぎて胃が痛く、食事まともに取る事が出来ませんでした。本年度は会長職という「神輿(みこし)」を皆さまに担いで頂いている訳ですが、どうか皆さまお手柔らかにお願い致します。

さて、1月も半月が過ぎようとしております。私の年度も折り返し地点となってまいりました。残り半分、千歳RCの更なる飛躍に向け、積極果敢に活動していきたいところではありますが、ここで一つ残念なお知らせをしなくてはなりません。菟川 勝文 会員が、平成26年12月31日をもって当会を退会する事となりました。

現在、千歳RCは着々と新入会員が増えている状況ですが、それと同時になかなか活動に積極的になれずにいる会員がいるのも事実であります。一人ひとりが楽しめる、輝ける、そして力強い結束力のある組織を目指して、皆さまの更なるご協力とご支援を何卒よろしくお願い致します。

幹事報告(代理 藤川 俊一 副幹事)



五十嵐桂一幹事が公務出張中ですので、代理で幹事報告を致します。

まずは、先週開催の新年交礼会では大変お疲れ様でした。五十嵐幹事より特に仰せつかっておりませんでしたので、その他の幹事報告はありません。

本日の例会よろしく申し上げます。

SAA・プログラム委員会 卓話

講師紹介: SAA・プログラム委員会 今野 良紀 副委員長



人はこの世に生を受けたら必ず死を迎えます。これは誰しもが必ずそうなっています。千歳RCの皆さま方は事業をされている方がほとんどなので、様々な終活をされていると存じております。

本日、事前にお配りしたものは弊社(株式会社マリアージュインベルコ千歳支社)の葬儀のごく一部の一例をご本人様の許可を頂きまして本にさせて頂いたものです。大きなノートはエンディングノートでございます。このエンディングノートは残された者たちに負担をかけないという思いを伝えるノートでありまして、もし使えればと思ひましてこの3冊を千歳RC会員の皆様に贈らせて頂きました。ご理解の程、よろしくお願い致します。今日、これからご講演を頂きます長谷 巨様は札幌を中心に活動しております弊社のビジネススタッフであります。

弊社での葬儀を終えましたご遺族様が遺産相続をするケースがありますが、さまざまな問題が発生する事が有ります。そうした場合、弊社の関連事業であります「相続支援センター」を紹介致しまして問題を解決頂いております。今日は長谷様に急遽、札幌から駆けつけて頂きまして、「専門用語を使わない相続・事業継承」のテーマで昨今の終活についてのお話しを頂きたいと思います。皆さま、よろしくお願い致します。

◇ 卓話テーマ「専門用語を使わない相続・事業継承講座」

一般社団法人 相続手続支援センター札幌
理事、相続診断士 長谷 巨 様



皆さん、こんにちは。相続手続支援センターの長谷と申します。私たちは札幌駅南口の方に事務所を構えております。母体は会計事務所、税理士法人であります。事業内容は、相続に伴う亡くなった方の戸籍の取りまとめ不動産等の名義変更、年金の手続きをする

など、色々な諸手続きがある中で、私共、税理士の事務所としては相続税の申告や確定申告といった小さな部分しかお手伝い出来ないのですが、司法書士や弁護士、社会保険労務士の先生と提携して仕事をしておりますので、相続に関わる事でしたら私どもに何でもご相談頂けたらお手伝い出来るかと考えています。

○本日の講座のポイントは下記のとおりです。

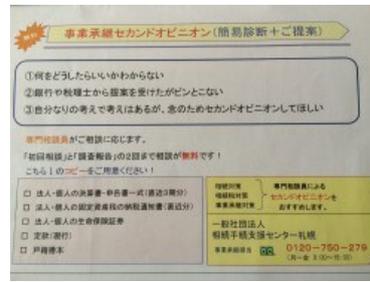
1. 「争続」対策・・・残された家族が揉めないように対策する。
2. 相続税の知識
3. 相続トラブル事例・・・どういう家族構成の場合にトラブルは起きるのか
4. 公正証書遺言が重要! ・公正証書を活用する事の重要性
5. 事業継承について

※当日の配布資料からの抜粋です。クリックしてご覧下さい。



(画像1) ほくしまショー

左の図は黒点が高速に移動しているように見える。右の図Aの色とBの色、Bの方が白く見えるが実際は同じ色です。このような目の錯覚と同様に認知にも錯覚があります。



(画像5) 簡単診断+ご提案

た上で、遺言を作る、作らないで悩んでいる方がいらっしゃいましたら、是非作って下さいという事と、法的に力は無いのですが、エンディングノート(例会出席者に配布)を書き、託すべき方に託しておいて頂きたいとおっしゃられていました。

謝辞・記念品贈呈 藤本 敏廣 会長



長谷 巨 様、分かり易い講義を有り難うございました。

12月7日 相続税大増税!

1例: 妻子3名の場合

(定額部分) (法定相続人数加算分)

H26年12月まで 5,000万円+1,000万円×2名=7,000万円

H27年1月から 3,000万円+ 600万円×2名=4,200万円

相続人の数	平成26年12月まで	平成27年1月から	課税対象額JP
相続人 2人	7,000万円	4,200万円	2,800万円
相続人 3人	8,000万円	4,800万円	3,200万円
相続人 4人	9,000万円	5,400万円	3,600万円
相続人 5人	10,000万円	6,000万円	4,000万円

(画像2) 相続税のルール

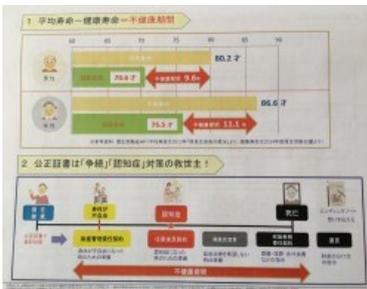
今月より相続税のルールが変更された為、色々と相談が来ています。でも相続対策の順番を間違えると痛い目にあってしまいます。まず、一番大切なのは残された家族が揉めない事です。次に納税資金対策です。最後に相続税対策となります。相続はこの順番で考えていかなければなりません。

お元気な内に出来る準備ですが大きく3つあります。(1) 遺言書をつくる。(2) 生前にお金や不動産を贈与する。(3) 生命保険を活用の3つです。



(画像3) トラブルの事例

相続に関する左記トラブル事例を細かに説明され、遺留分という最低限相続出来る権利についての説明や兄弟姉妹に遺留分が無い場合の遺言書の作成が有効だという事を説明されました。



(画像4) 公正証書の有効性

公正証書作成に関して、身体が不自由になった場合の代理人として財産管理委任契約、認知症になった場合、財産の管理に関して家族に迷惑を掛けたくない場合に代理人を自分で選定する任意後見契約について。自分が亡くなった際の死後事務委任契約について説明がされました。

○遺言書について

遺言書は自分で作る事も出来ますが、様々な決まりがありますので、(基本的なルール: ①作った日付が書いてある②作った人の名前が書いてある③印鑑が押してある) 公証人役場を介しての公正証書遺言を作ると確実な遺言が作れるのでお勧めです。作成のポイントとしては2つあり、①遺言執行者の指定(遺言の中身を実行してくれる人: 誰でもなれるが人だと人命に限りがあるので法人が安心です。) ②予備的遺言が重要(予備的遺言: 遺産相続させたい人が遺言者より先に死去した場合に事前に備える)と事例を交えながら説明されました。

○事業承継について

事業承継の前提となる選択肢・・・継ぐ(親族またはその他)、売る(M&A)、やめる(廃業)がありますが、今回は継ぐという事に関してお話を頂きました。

○事業承継とは何を承継するものなのか

(1) 企業経営の承継 (2) オーナー株の承継 (3) 財産の承継
株に関してですが、資本金が自社株の評価額だと思っている方がよくいますが、そうではありません。業績の良い会社は株価が何倍にも上がっている場合があり、そういった株を相続する場合には注意が必要なので、自社株の価値はしっかり覚えておく必要があると説明されました。

卓話の最後に、実際に長谷様が経験された事例をお話して頂い

本日のニコニコ集計 19名 25,000円

出席率

今回: 63.8% (1月15日=37/58 実数)
確定: 82.5% (12月25日=47/57、うちMu0名)